

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年4月6日
管理表No.	0325-09 改訂00

項目	コメント内容
地震 (第7条)	上位の設備機器への波及的影響について、申請対象機器以外の設備機器についても、波及的影響を及ぼさないことを確認しているか。説明すること。

(回答)

申請対象機器以外についても、「設1-補-009改2 波及的影響評価に係る基本設計方針に関する補足説明」記載の「図2-1 波及的影響に係る検討フロー(P2)」(別紙参照)に沿って波及的影響を及ぼさないことを確認している。

申請対象機器以外についての検討の代表例を以下の表に示す。

【建屋外の検討】

上位クラス	下位クラス (申請対象機器以外)	波及的影響のおそれがないとした判断内容
使用済燃料貯蔵建屋	出入管理建屋	十分な離隔距離を有しているため
	照明設備	十分な離隔距離を有しているため
金属キャスク	照明設備	明らかに影響を及ぼさない大きさ、重量のため
	フェンス	明らかに影響を及ぼさない大きさ、重量のため

【建屋内の検討】

上位クラス	下位クラス (申請対象機器以外)	波及的影響のおそれがないとした判断内容
金属キャスク	照明設備	明らかに影響を及ぼさない大きさ、重量のため
	電線管	明らかに影響を及ぼさない大きさ、重量のため
	ケーブルトレイ	明らかに影響を及ぼさない大きさ、重量のため
	ケーブルボックス	明らかに影響を及ぼさない大きさ、重量のため
	点検用梯子	十分な離隔距離を有しているため

以上

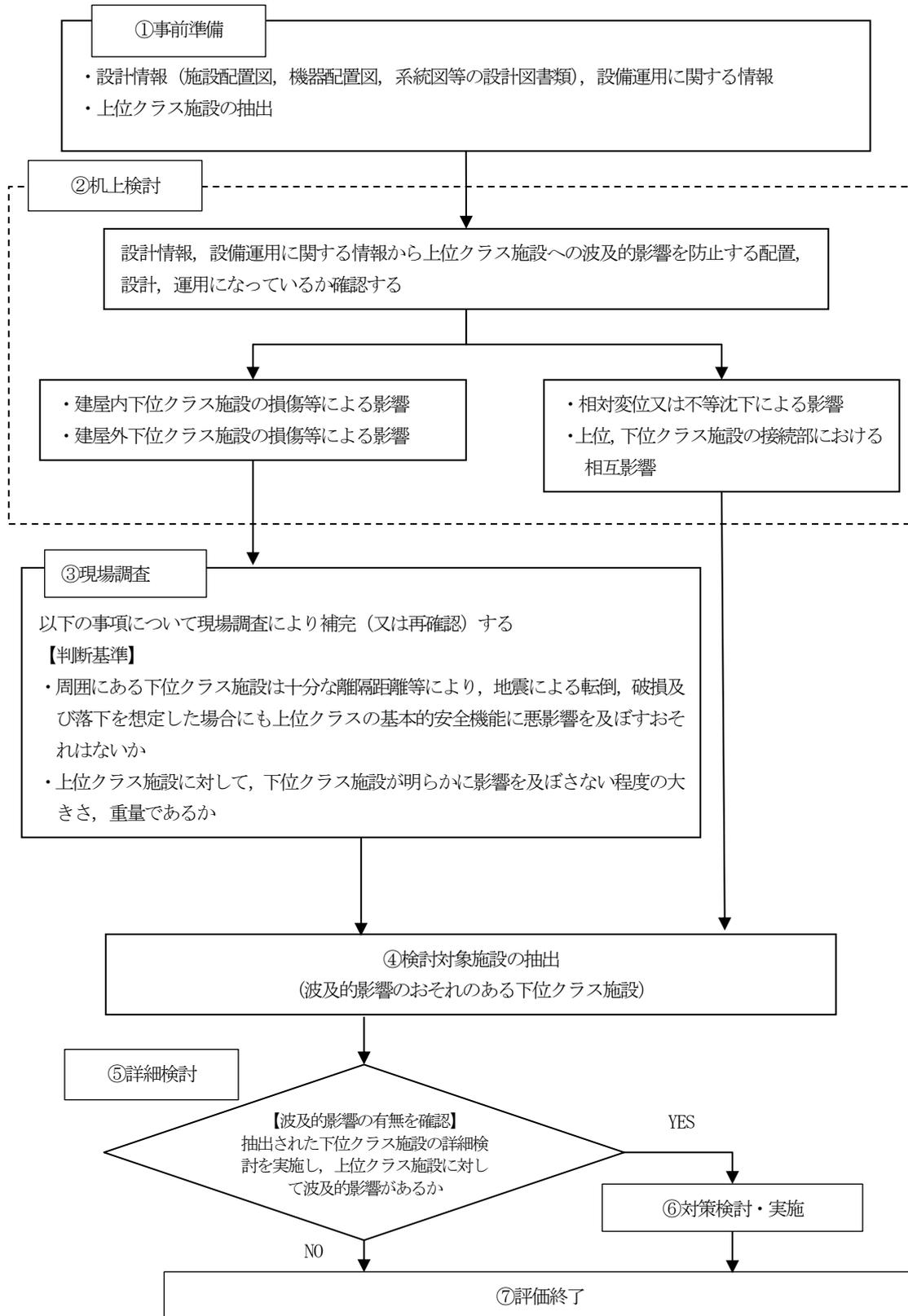


図 2-1 波及的影響に係る検討フロー

(「設 1-補-009 改 2 波及的影響評価に係る基本設計方針に関する補足説明」抜粋)